

令和5年1月17日

周南市長 藤井 律子 様

周南市市民参画推進審議会
会長 酒井 徹也

令和3年度の市民参画の実施状況の評価について（答申）

令和4年7月22日付け周市声第19号で諮問があった次の事項について下記のとおり答申します。

諮問事項

- 1 周南市市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画を実施した施策の市民参画の実施状況の評価に関する事項
- 2 周南市市民参画条例第6条第3項に基づき市民参画を実施した施策の市民参画の実施状況の評価に関する事項
- 3 その他市民参画の推進に関する事項

記

1 市民参画の実施状況の評価の対象について

市民参画の実施状況の評価をより精到なものとするため、令和3年度に市民参画を実施した全55施策の中から29施策を選択して評価しました。

- (1) 周南市市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画を実施した施策
市民参画を実施した14施策の全て（次に掲げるもの）を評価しました。
 - ・ 徳山大学公立化に係る検討業務
 - ・ 周南市公共施設再配置計画の改訂
 - ・ 周南市スポーツ推進計画策定業務
 - ・ 鹿野地域観光振興プランの策定
 - ・ 周南市犯罪被害者等支援条例の制定
 - ・ 周南市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定
 - ・ 第11次周南市交通安全計画の策定
 - ・ (仮称) 徳山駅前広場等条例の制定
 - ・ 周南市開発行為等の許可の基準に関する条例の改正
 - ・ 周南市緑地基本計画の改訂
 - ・ 周南市長期未着手都市計画公園の見直し
 - ・ 富田西部第一土地区画整理事業
 - ・ 久米中央土地区画整理事業
 - ・ 新南陽総合支所庁舎の整備

(2) 周南市市民参画条例第6条第3項に基づき市民参画を実施した施策

市民参画を実施した41施策の中から15施策（次に掲げるもの）を選択して評価しました。

- ・ 政治倫理に関する調査及び審査
- ・ スマートシティの推進
- ・ 和田地域公共施設再配置
- ・ 第4次行財政改革大綱・行財政改革プランの進行管理
- ・ シティプロモーションの推進
- ・ 国際交流の進展
- ・ 野犬等対策の推進
- ・ 人権施策の推進
- ・ 地域福祉計画等の評価
- ・ 健康づくりの推進
- ・ 周南市地方卸売市場水産物市場の運営
- ・ 空家等対策の推進
- ・ 都市計画の決定及び変更
- ・ 周南市立学校給食センターの運営
- ・ 消防制服のエンブレム決定

2 周南市市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画を実施した施策の市民参画の実施状況の評価に関する事項について

原則として市民参画を実施する施策となりますので、周南市市民参画条例等（以下、「条例等」といいます。）の規定を遵守のうえ、適正に市民参画が実施されて然るべきとの観点から評価を実施しました。

(1) パブリック・コメント

条例等の規定を遵守していると認めます。

(2) 市民説明会

開催前後の公表で条例等の規定を遵守できていないものがあり、改善に努めるべきです。特に開催前の公表の遅滞は市民参画の機会の減少につながるため、開催日の2週間前までの公表を遵守するよう強く要請します。

(3) 審議会等

委員の公募については、おおむね条例等の規定を遵守していると認めます。しかし、一部に幅広い観点からの意見等を得る必要がある施策であるにもかかわらず公募を行っていないものがあります。行政処分又は住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合、その他審議会等所掌事項に照らし委員の公募が適当でないと認められる場合を除き、公募を行うことで市民の自発的な市政への参画意識の高揚を図ってください。

会議の公表及び公開については、おおむね条例等の規定を遵守していると認めます。しかし、新型コロナウイルス感染防止のために会議を非公開としたものがあります。インターネットにより会議を公開する等の方法をとることも可能と考えますので、市民参画の透明性を確保するため会議を公開するよう努めてください。

3 周南市市民参画条例第6条第3項に基づき市民参画を実施した施策の市民参画の実施状況の評価に関する事項について

必ずしも市民参画の実施を要しない施策について市民参画の機会を設けたことに対して一定の評価をしますが、条例等の規定を遵守し適正に市民参画を実施することで、協働によるまちづくりを進めてほしいとの思いから評価を実施しました。

(1) 市民説明会

条例等の規定を遵守していると認めます。

(2) ワークショップ

条例等の規定を遵守していると認めます。

(3) 審議会等

委員の公募については条例等の規定を遵守できていないものがあります。行政処分又は住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合、その他審議会等所掌事項に照らし委員の公募が適当でないと認められる場合を除き、委員の公募を行い、市民の自発的な市政への参画意識の高揚を図ってください。

会議の公開についてはおおむね条例等の規定を遵守していると認めますが、会議の公表については条例等の規定を遵守できていないものがあり改善に努めるべきです。新型コロナウイルス感染拡大のため会議の公表がなされていないものがありましたが、決定事項のみを事前に公表しておき開催日時決定後すみやかに開催日時等の事項を追加で公表する方法をとることも可能と考えます。市民参画の透明性を確保するため会議を事前に公表するよう努めてください。

4 その他市民参画の推進に関する事項について

(1) 市民の意向の的確な把握について

現在選択されている市民参画の方法の多くは、受動的に市民の意見等の提出を求めるため、偏った意見等が多く提出されるおそれがあり市民の総意が得られるとは限りません。施策の内容によっては、当該施策に係る意見等を把握したい市民に対して意見等の提出を能動的に働きかけることを検討してください。

また、市民に密接に関わる施策については、必要に応じて適切な時期に複数回実施する等により、市民の意向の的確な把握に努めてください。

さらに、施策の地域性や専門性の有無等を勘案して市民参画の方法を適正に選択し、多様な市民の参画が得られるよう努めてください。

(2) 市民参画の実施の公表について

様々な方法で市民参画の実施の公表がなされていますが、様々な世代の市民が参画し多様な市民の意見等が得られるよう、各世代に適した方法による公表に心がけてください。また、市民が自発的に調べない限り市民参画の実施を知り得ない方法での公表のみにとどまらないよう留意してください。

(3) 提出された市民の意見等の取扱いについて

市民から意見等が提出されても、表記、表現等の軽微な修正がなされたにすぎないことが多く、施策の内容にまで修正が及ぶことが少ないようです。提出された意見等を尊重し十分に検討し、提出された意見等の施策への反映の有無及びその理由を市民に伝え、市民

と市の機関が対等な立場で尊重しながら市民参画を実施するよう努めてください。

(4) 審議会等の委員の公募について

審議会等の委員の公募をする際に、応募する者の数が設定した公募委員の枠に満たないことが多いようです。公募をする際は審議会等の役割等を市民が理解しやすい形で周知し、応募する者が増えるよう努めてください。

(5) 市民参画実施後の検証について

市民参画の実施後には実施担当課による自己評価が行われていますが、参画した市民に対して参画した感想等を確認し課題を分析することで、より精到な自己評価につながり市民参画のさらなる推進につながると考えます。

5 総評

昨今では、様々な分野の問題が複雑に絡み合い、市民のニーズが複雑化、多様化しています。さらに、現代は包摂と多様性が尊重される時代になっていることから、市民のニーズを把握することがより一層求められています。様々な課題に対して市民が関心を持ち、自治意識と責任感を持って主体的に取り組み、協働によるまちづくりを進めるためには、市民参画は非常に有効な手段と考えます。

施策に対する市民の理解や関心を深めるよう努め、市民参画の機会を積極的に設け、得られた意見等を尊重し、市民参画の結果を適切に公表することにより、市民と市の機関が、対等な立場で相互の役割を理解し、尊重し合える関係が構築され、協働によるまちづくりにつながっていくと考えます。

本答申書で述べた意見を参考にして市民参画のさらなる推進に努めていただくことを本審議会委員一同願っています。